

令和8年4月10日

請求人 様

川西市監査委員 石田 有司

川西市監査委員 向山 愛子

川西市監査委員 吉岡 健次

住民監査請求に係る監査結果について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定により、令和8年2月12日付で提出のありました住民監査請求について、同条第5項の規定に基づき監査した結果を、別紙のとおり通知します。

決 定 書

第 1 請求人

住 所
氏 名

第 2 請求年月日

令和 8 年 2 月 1 2 日

第 3 請求の要旨

請求人が提出した請求は、下記のとおり、ほぼ原文のまま記載する。

1. 請求の趣旨

本件は、川西市が管理する市道上に恒常的に設置されている常設型ごみステーションについて、道路法第 3 2 条に基づく道路占用許可が一切存在しないまま長期間にわたり設置が継続されているという、法令適合性に重大な疑義がある状態に関するものである。

令和 8 年 1 月 2 0 日、請求人は本庁 5 階道路管理課を訪れ、市道上に常設されているごみステーションの写真（別紙事実証明書－ 1 ～ 8）を提示し、当該箇所が市道であることの証明書の交付を求めた。しかし、この時点では、当該 8 箇所が市道であるか否か、また道路占用許可の有無についても、担当者から確認を得ることはできなかった。

(1) 道路管理課回答（令和 8 年 1 月 2 7 日付メール・別紙事実証明書－ 9）

- ① 当該 8 箇所はいずれも市道であること。
- ② 常設型（固定式）ステーションは、道路通行の支障となるため道路占用を許可していないこと。
- ③ 過去 5 年間占用許可を発行していないこと。

(2) 美化推進課回答（令和 8 年 1 月 3 0 日付メール・別紙事実証明書－ 1 0）

- ① ごみステーションの定義が存在しない（質問 3 の回答）。
- ② 違法ステーションの総数を把握していない。
- ③ 無許可占用を黙認してきた（質問 6 の回答）。
- ④ 事故時に市が責任を負う可能性がある。

市は、ごみ収集場所（収集拠点）の位置と数（市内全体で燃やすごみステーションは約5,400箇所）は把握している。

しかし、そのうち市道上に恒常的に設置された違法ステーションを区別して把握していない。

このため美化推進課は「市道上の違法ステーションの総数は把握していない」と回答している。行政財産である市道上に恒常的に設置された無許可物件の総数・位置を把握していないことは、行政財産管理の適正性に重大な疑義がある。

さらに、道路管理課からの令和8年2月10日付回答（別紙事実証明書－11）により、当該無許占用については、川西市道路占用料徴収条例に基づく占用料（使用料）も一切徴収されていないことが判明した。同回答により次の事実が明らかになった。

- ① 当該ごみステーションは道路法32条に基づく許可が存在せず、無許占用であること。
- ② 占用料を徴収していないこと。
- ③ 占有面積を把握していないこと。
- ④ 行政財産の無償使用について、減免規定の適用も決裁文書も存在しないこと。

これらの事実から、市は無許占有の状態を認識しながら、是正措置および損害額算定を行っていないことが明らかである。

行政財産である市道が無許かつ無償で占有させている状態は、道路法第32条に違反するとともに、地方自治法における財産管理および適正な対価確保の原則に反し、市に財務的損害を生じさせる重大な違法状態である。

当該常設型ごみステーションは、川西市道路占用料徴収条例別表のいずれの区分にも該当しないが、同別表における「その他（1件につき月額536円）」は区分不能な道路の目的外使用物件を包括するための規定である。したがって、本件ごみステーションは「その他」に該当し、行政財産の目的外使用として占用料を徴収すべきものである。占用料は条例により金額が確定しているため、徴収の要否について市の裁量の余地は乏しい。

2. 怠る事実

川西市は、市道上に恒常的に設置されている常設型ごみステーションについて、道路法上必要となる占有許可を行わず、また川西市道路占用料徴収条例に基づき本来徴収すべき占用料相当額を賦課・徴収していない（別紙事実証明書－11）。

これらの不作為は、地方自治法242条1項にいう「公金の賦課、徴収を怠る事実」に該当する。

市は当該無許占有について損害賠償請求権または不当利得返還請求権を有すると自ら認めているにもかかわらず、これらの権利を行使していない点においても、

同条にいう「怠る事実」に該当する。

3. 請求に至った事実

(A) 問題を認識するに至った経緯

令和7年11月頃、自宅周辺を散歩するなかで、市道上に常設型ごみステーションが複数、恒常的に設置されている状況を確認した。これらのステーションには管理者の表示がなく、道路占用許可の有無も不明であったため、令和8年1月20日に道路管理課へ赴き確認したところ、後日、美化推進課の所管するこれらの常設型ごみステーションについて、道路占用許可が一切発行されていないことが判明した（別紙事実証明書－9）。

(B) 無許可占用の存在と市の不作為

① 市道上の常設型ごみステーションが無許可で設置されている事実

請求人の自宅周辺だけでも、市道上に複数の常設型ステーションが存在する（別紙事実証明書－1～8）。これらは恒常的に道路を占用しており、道路法第32条に基づく道路占用許可が必要である。

道路管理課（1月27日付）からの回答（別紙事実証明書－9）により

- ・「当該ステーションの設置場所はいずれも市道であること。
- ・常設型（固定式）ステーションは道路通行の支障となるため占用許可を発行していないこと。
- ・過去5年間、占用許可を一切発行していないことが確認された。

② 美化推進課回答により判明した追加事実

1月30日付美化推進課回答（別紙事実証明書－10）では、次の事実が確認された。

- ・市として「ごみステーション」の定義が存在しない
- ・市が想定しているのは「収集当日のみ設置する仮設型」であり、常設型は想定外
- ・道路上の固定式ステーションは「道路通行の支障となるため許可できない」
- ・無許可占用について「通行上著しい支障がない場合は積極的な行政指導を行ってこなかった」として黙認してきた
- ・市道上に存在する違法ステーションの総数を把握していない
- ・管理者不明の状態を把握していない

これらは、市が自ら想定している運用ルール（当日出して片付ける）と矛盾する“常設型”の無許可占用を、市が違法と認識しながら長期間放置してきたことを示すものである。

③ 市自身が無許可占用を公式に認めている

道路管理課は、請求人が提示した8箇所すべてが市道であること、固定式ステーションは許可できないこと、過去5年間許可を発行していないことを正式に認めている（別紙事実証明書-9）。

したがって、当該8箇所が無許可占用であることは、市自身が公式に認めた事実である。

④ 無許可占用の長期放置が新たな違法状態を誘発

別紙事実証明書の年代分析により、当該常設型ごみステーションには

- ・2011年頃から存在する旧設置型（別紙-2～8）
- ・2025年以降に新たに増加した新設置型（別紙-1ほか数件）

が混在していることが判明した。

市が旧設置型を長期間黙認してきた結果、住民に「道路上に設置しても差し支えない」との誤認を生じさせ、その誤認に基づき2025年には新たに複数箇所増殖が発生している。

これは、市の管理権限不行使が現在進行形で新たな違法状態を誘発していることを示すものであり、地方自治法第242条第1項にいう『怠る事実』を構成する重要な要素である。

(C) 制度不備・責任の空白（美化推進課の制度的欠陥）

「別紙事実証明書-10（美化推進課回答）」により、次の制度的欠陥が明らかとなった。

- ・ごみステーションの定義が存在しない。
- ・設置基準が存在しない。
- ・管理責任の制度的整理が存在しない。
- ・違法ステーションの状態を市は把握していない。
- ・高齢化地域の負担増を住民に丸投げしている。

これらは、市が「ステーション方式」と説明しながら、制度として必要な要件を一切整備していないことを示すものであり、行政運営として重大な欠陥である。

(D) 近隣自治体比較による川西市の異常性

① 近隣自治体は常設型ごみステーションを禁止または許可制

1) 宝塚市

市HP「ごみステーションの設置について」より：

- ・固定式ごみボックスを道路上に常時設置することについては、市では許可していません。
- ・歩行者や車両の通行の安全確保の観点から不適切であるため。

宝塚市は、道路上の常設型ステーションを制度として明確に禁止している。

2) 西宮市

市HP「集積所の設置について」より：

- ・道路を占有するごみボックスの常設は認めておりません。
- ・折り畳みコンテナやネット方式は収集当日の朝に出し、収集後は片付けること。

西宮市は、市道上の常設型ステーションを禁止し、収集日以外の常設を認めない明確な制度を整備している。

② 近隣自治体比較から導かれる決定的事実

- 1) 近隣自治体はすべて「道路上の常設型ステーションは不可」または「許可制」。
- 2) 宝塚市・西宮市は明確に“常設型は禁止”と制度化。
- 3) 三田市は「私有地原則」を明記し、道路上常設を排除。
- 4) 川西市のみが、制度上は許可制であるにもかかわらず、運用上は無許可状態を黙認するという二重構造に陥っている（別紙事実証明書－10の質問6）

③ 川西市の制度欠落が無許可黙認を生む構造

川西市の公式ホームページには、

- ・ごみステーションの定義
- ・設置基準
- ・管理責任
- ・道路上常設型ステーションの禁止規定

これらが一切存在しない。

そのため、市道上の常設型ステーションが無許可のまま黙認される構造が生まれている。

【近隣自治体の比較表】

自治体	常設型ステーションの扱い	道路占用許可	管理責任の整理
川西市	黙認（無許可常設を容認）※制度と運用が矛盾/ 別紙事実証明書－10の質問6の回答	「道路上に一定の施設を設置し継続使用＝占用」「許可が必要」と明記	制度上は市が許可権者だが、現場では責任所在が曖昧
伊丹市	道路上の工作物は許可制で管理	市道・法定外公共物への設置は許可が必要	許可を出す市が管理責任を明確に負う
尼崎市	原則禁止、許可があれば設置可	「道路敷地に個人の工作物は原則禁止」「許可で例外」	許可制に基づき市が責任を明確に整理
西宮市	常設型ステーションは禁止	足場・看板・グレーチング等は許可が必要	許可権者として市が責任を明確化

宝塚市	固定式(常設型)は禁止	固定式は占用許可の対象外＝道路上に置けない	道路上常設物は不可のため責任問題が発生しない
三田市	道路上常設は不可(原則私有地に設置)	道路占用許可申請を必須として運用	私有地原則のため道路管理者の責任は明確
猪名川町	道路上の占用物は許可制	道路法32条に基づき申請が必要	県基準に従い管理責任が明確
池田市	常設物は許可制で管理	道路法32条に基づく占用許可申請書を公開	許可制に基づき市が責任を整理

(監査請求上の評価)

川西市のみが無規制状態にあり、その結果として違法な常設型ごみステーションが無許可のまま黙認されている。この黙認状態は、次の重大な問題を招いている。

- 1) 行政財産の目的外使用(地方自治法238条の4)
- 2) 無許可占用の放置(道路法32条違反)

これらは、地方自治法第242条第1項にいう「怠る事実」に該当する可能性が極めて高い。

したがって、本件は監査対象としての重要性が極めて高く、市が当然に整備すべき基準・ルールを欠いたまま行政財産の使用を黙認している点は、行政運営上看過できない重大な問題である。

4. 道路法に基づく法的整理

本章は、別紙事実証明書-11(2月10日付道路管理課回答)における「許可していないため占用料を賦課していない」との見解が、道路法の体系を根本的に誤解したものであり、問題の核心を回避した形式的説明にとどまっていることを明らかにするために設けるものである。

当該回答は、道路法第39条の趣旨を正しく理解しておらず、無許可占用という違法状態を長期間放置してきた事実に対する説明責任を果たしていない。

このような法的枠組みを欠いた回答は、監査委員の判断を誤らせるおそれがあり、行政運営として看過できない水準の誤解を含んでいる。

監査委員が本件を適切に判断するためには、まず道路法の体系に基づく正しい評価枠組みを明確にする必要がある。

以下では、市の見解がなぜ法体系に反するのかを整理し、本件の判断において採用すべき適切な法的枠組みを提示する。

① 道路占用に関する法体系

道路法における道路占用の法的枠組みは、以下の三層構造で成立している。

- ・第32条(道路占用許可)

道路上に物件を設置して継続的に使用する場合には、道路管理者の許可が必要である。

- ・第39条（占用料の徴収義務）

道路占用の許可を受けた者に対し、道路管理者は占用料を徴収しなければならない。

- ・第43条（無許可占用に対する撤去・原状回復命令）

無許可占用が存在する場合、道路管理者は撤去・是正を命ずることができる。

この体系から導かれる結論は明確である。

- ② 無許可占有者は「占用料の対象外」ではなく「撤去・是正の対象」である
道路法第39条は、「許可占有者から占用料を徴収する義務」を定めた規定であり、「許可を受けていない者には占用料を賦課しなくてよい」という免除規定ではない。

無許可占有者は、39条の対象外であるだけで、占用料相当額の徴収義務が消滅するわけではない。

無許可占有者に対しては、

- ・第43条に基づく撤去・是正
- ・地方自治法237条2項に基づく適正対価（占用料相当額）の確保が必要となる。

したがって、市が別紙事実証明書－11で述べた「許可していないため占用料を賦課していない」という見解は、道路法の体系を誤解した不適切な法解釈である。

- ③ 本件で市が説明すべきは「占用料を徴収しない理由」ではなく「違法状態を放置する理由」である。

当該ごみステーションが道路占用許可を受けておらず、現状は明白な無許可占有（違法状態）である。

したがって、市が説明すべき核心は以下の3点である。

- ・なぜ無許可占有状態を是正しないのか
- ・なぜ撤去・指導等の措置を講じてこなかったのか
- ・なぜ占用料相当額の算定・徴収（損害賠償または不当利得返還）を行わないのか

しかし、市の回答（別紙事実証明書－11の質問9の回答）は「許可していないから占用料を徴収していない」という形式的説明に終始し、無許可占有という違法状態を放置している理由については一切、説明していない。

これは、

- ・道路管理者としての法的責務を理解していないか、

・あるいは理解しながら説明を避けているか、
そのいずれかである。

④ 本章の結論

以上のとおり、道路法の体系に照らせば、本件の核心は「占用料の徴収の有無」ではなく道路法32条に基づく無許可占用の違法状態を市が長期間放置していることである。

したがって、監査委員においては、市の誤った法解釈に基づく説明に惑わされることなく、本件を「無許可占用の放置」という正しい法的枠組みで判断されたい。

5. 市長の指揮監督責任について

本件における無許可常設型ごみステーションの放置は、単なる担当部署の事務的瑕疵にとどまらず、川西市の行政運営全体としての管理体制が機能していないことを示すものである。道路管理課・美化推進課のいずれが所管である場合であっても、最終的な行政運営の統括責任は市長にあり、地方自治法第242条第1項にいう「怠る事実」の主体は市長である。

① 道路管理課の不作为に対する統括責任

道路管理課は、道路法第32条に基づき、無許可占用物を発見した場合には撤去・指導等の是正措置を講じる義務を負う。しかし、当該常設型ごみステーションについて占用許可が一切発行されていない事実を認識しながら、撤去・指導等の是正措置を講じていない。

この不作为は、道路管理者としての法的責務の不履行であり、市長が組織として適切な指揮監督を行っていないことを示すものである。

② 美化推進課の制度不備に対する統括責任

美化推進課においては、ごみステーションに関する定義・設置基準・管理責任が制度として整備されておらず、常設型ステーションの扱いが不明確なまま放置されている。

制度の未整備は、無許可占用が常態化する構造的要因であり、市長が所管部署に対し制度整備を指示してこなかった結果である。

③ 市としての説明責任の欠如

市は「ステーション方式」と説明しているが、当該方式に必要な制度要件（定義・設置基準・管理責任）が整備されていないため、行政説明として整合性を欠いている。

制度を掲げながら制度要件を整備しないことは、市長の行政運営における重大な指揮監督の欠如を示す。

④ 他市との比較から明らかになる川西市の異常運用

近隣自治体（伊丹市・尼崎市・西宮市・宝塚市・三田市・猪名川町・池田市）は、いずれも道路占用について許可制を明確に制度化しており、特に宝塚市・西宮市は「道路上の常設型ごみステーションは禁止」と明確に規定している。また、三田市は「私有地原則」を採用し、道路上常設を制度上排除している。

これに対し、川西市のみが「制度上は占用許可が必要」としながら、常設型ステーションについては禁止規定も設置基準も存在せず、無許占用を黙認するという異常な運用を続けている。制度と運用が乖離したこの二重構造は、道路占用行政における行政水準の著しい遅れを示すものであり、市長が適正な指揮監督を行っていないことを意味する。

さらに、道路管理課の正式回答（別紙事実証明書－９）により、

- ・無許占用の存在
- ・当該場所が市道である事実
- ・占用許可を出していない事実
- ・実態を把握していない事実
- ・撤去指導を行っていない事実

がすべて市自身の認識として確定した。

これらは、市長の指揮監督責任の不履行を裏付ける重要な事実である。

6. 裁量の限界と違法状態の放置

本件に関し、市が「地域事情」「慣行」「調整の困難性」等を理由として無許占用を放置している場合であっても、これは行政裁量の範囲内で正当化されるものではない。

道路法第32条は、道路上に物件を設置して占用する場合には道路管理者の許可を必要とすることを明確に定めており、本件は法律により判断枠組みが厳格に定められた法令裁量の領域に属する。無許占用が存在する場合、道路管理者はその違法状態を解消すべき立場にあり、違法状態の放置は許されない。

行政裁量が認められるのは、あくまで違法状態を解消するための手段・方法・時期の選択に限られるのであって、違法状態そのものを放置することは裁量の範囲外である。行政法理上、違法状態の放置は「裁量の逸脱・濫用」に該当し、許されないとされている。

さらに、道路管理課の正式回答（別紙－９）により、

- ・無許占用であることを市が把握している事実
- ・当該箇所が市道であると市自身が確認している事実
- ・占用許可を一度も発行していない事実
- ・占用面積・設置主体など基本情報を把握していない事実
- ・撤去や是正指導を実施していない事実がすべて市自身の認識として確定した。

これらの事実は、市が違法状態を認識しながら是正措置を一切講じていないことを示しており、道路管理者として当然に果たすべき基本的責務を怠っているものである。

したがって、本件における無許可占有の放置は、行政裁量の名の下に正当化される余地はなく、明確に違法な不作為として監査委員において厳正に判断されたい。

7. 損害額の算定

本件ごみステーションは、道路法32条に基づく占有許可を受けることなく、長期間にわたり市道上に常設されてきた行政財産の目的外使用物件である。

令和8年2月10日付に道路管理課回答（別紙事実証明書-11）においても、

- ・当該場所が市道であること
- ・占有許可を発出していないこと
- ・占有料を徴収していないこと

が正式に確認された。

なお、道路管理課の「許可を受けていないため占有料を賦課していない」との回答（別紙事実証明書-11）は、道路占有料の法的性質を誤解した不適切な見解である。道路占有料は、地方自治法237条2項に基づく行政財産の目的外使用に対する「適正な対価」であり、許可の有無によって対価徴収義務が消滅するものではない。

許可を受けた占有者には条例に基づく占有料を賦課し、許可なく占有した者に対しては同額の占有料相当額について損害賠償請求権または不当利得返還請求権を行使すべき義務が市に生じる。したがって、市が「許可していないから占有料を徴収しない」とする論理は、違法占有者を優遇し、適法に許可を受けて占有料を支払う市民との公平性を著しく害するものであり、地方自治法237条2項および行政財産管理の基本原則に反する。

行政財産の目的外使用については、地方自治法238条の4により原則禁止とされ、例外的に許可する場合であっても、同法237条2項により適正な対価（占有料）を徴収する義務が市に課されている。しかしながら、市は本件ごみステーションについて、占有料を一切徴収していない。

そのため、市には、徴収すべき占有料相当額に相当する財産上の損害が発生している。

① 占有料の算定方法

道路法32条に基づく占有料は、「川西市道路占有料徴収条例」別表「その他」の規定に従い、占有面積×占有料単価×占有期間により算定される。

本件ごみステーションの占有面積は、現地実測および写真資料から、1台当たり概ね1㎡（1㎡弱～1.6㎡）と認められる。

当該物件は常設構造物であり、道路占用料区分としては「その他」に該当するため、占用料単価は、月額536円/㎡を用いる。

② 占用期間

本件ごみステーションは、少なくとも過去10年間にわたり常設されていたことが、以下の客観的資料により確認できる。

なお、Googleストリートビューには撮影時期を遡って過去の画像を閲覧できる機能があり、本件についても2011年撮影画像まで遡及して存在を確認できる。

- 1) 別紙事実証明書-8交差点の近隣会社(ダイハツ社員)地域ボランティア清掃時、「10～15年前から存在」と証言
- 2) 市職員の証言
- 3) Googleストリートビュー画像(最新・過去)確認と請求人による実地確認

- ・最新画像(別紙-1:2025年9月撮影、別紙-2:2024年12月撮影、別紙-3～8:2025年8月撮影)
- ・過去画像(別紙-2～4:2011年3月撮影、別紙-5～8:2011年7月撮影)
- ・別紙-1～8が、令和8年1月20日時点で存在することを請求人が現地確認

- 4) 違法占用期間の一覧(別紙事実証明書-1～8)

別紙事実証明書	最古の確認時機	違法占用期間
別紙事実証明書-1	2025年9月	約4ヶ月
別紙-2～4	2011年3月	約14年
別紙-5～8	2011年7月	約14年

- 5) 上記1)～4)により、別紙-1は4ヶ月間。別紙-2～8は、少なくとも過去10年間(平成28年2月頃～令和8年2月頃)にわたり、市道上に常設されていたことが客観的に確認できる。

* 別紙-2～8の損害額の算定においては、法的安定性および監査実務上の妥当性を踏まえ、占用期間を10年間と認定する。

③ 損害額(占用料相当額)の算定

- 1) 前提条件

- ・ 占用面積: 1㎡(別紙-1～8は、約1㎡弱～約1.6㎡)
- ・ 占用料単価: 536円/㎡・月(川西市道路占有料徴収条例)別表「その他」の規定より)
- ・ 占用期間:
別紙-1: 4ヶ月

別紙－２～８：１０年

2) 損害額の計算

・別紙－１（１台分）

$1\text{ m}^2 \times 1\text{ 台} \times 536\text{ 円} \times 4\text{ ヶ月} = 2,144\text{ 円}$

・別紙－２～８（７台分）

$1\text{ m}^2 \times 7\text{ 台} \times 536\text{ 円} \times 12\text{ ヶ月} \times 10\text{ 年} = 450,240\text{ 円}$

・合計

$2,144\text{ 円} + 450,240\text{ 円} = 452,384\text{ 円}$

④ 時効に関する整理

占用料不徴収による損害は、違法状態が継続することにより毎年度新たに発生する「継続損害」である。

よって、各年度の損害はそれぞれ独立して発生し、１０年分すべてが請求対象となる。

さらに、市は本件違法状態を自ら認識し得る立場にあり、自らの財産管理義務違反を理由に時効を主張することは、信義則上許されない。

したがって、１０年間の全期間について損害賠償請求を行うことが相当である。

⑤ まとめ（損害額の確定）

川西市が徴収すべきであった占用料相当額（１０年分）は４５２，３８４円である。よって監査委員に対し、市長に対して当該損害額の賠償を請求するよう勧告されたい。

8. 求める措置

本件は、市道上における無許可常設型ごみステーションの存在と、市の財産管理義務違反が長期間放置されてきた構造的問題である。

道路管理課は「設置者に道路上から撤去するよう行政指導することになります（別紙事実証明書－９の質問５の回答）」と述べているが、これは担当課レベルの口頭見解にすぎず、道路管理者（市長）としての正式な判断に基づくものではない。

道路管理課は、当該常設型ごみステーションについて「占用許可を出したことはない」と回答したのみであり、

- ・ 占用を許可するのか
- ・ 占用を不許可とするのか
- ・ 安全性・通行障害の有無をどう判断するのか

といった、市長（道路管理者）として必要な正式な判断が一切示されていない。

したがって、現時点では行政内部で判断手続きが整っておらず、違法状態の認識と是正手続きが乖離したまま放置されているという重大な問題が存在する。

以上を踏まえ、監査委員に対し、以下の措置を講ずるよう市長に勧告されたい。

- ① 市道上の無許可常設型ごみステーションについて、市長（道路管理者）として必要な是正措置を講ずること。
- ② ごみステーションの定義・設置基準・管理責任を明確化し、制度として整備すること。
- ③ 市道上のステーションの実態調査を行い、管理責任を明確化すること。
- ④ 住民負担の公平性を確保する制度を整備すること。
- ⑤ 上記の制度（定義・基準・管理責任・禁止事項等）について、宝塚市・西宮市等と同様に、市民が参照できる形で公式ホームページに明記すること。

なお、上記の制度整備は、占用料不徴収による損害の再発防止のためにも不可欠である。

第4 請求の受理

本請求は、令和8年2月12日付で提出があり、要件審査の結果、地方自治法（昭和22年法律第67号、以下「法」という。）第242条に定める要件を具備しているものと認め、同年2月18日付で受理した。

第5 監査の実施

本件監査請求について、法第242条第5項の規定により、次のとおり監査を実施した。

1 監査対象部局

美化衛生部 美化推進課
土木部 道路管理課

2 請求人からの証拠の提出及び陳述

法242条第7項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を請求人に付与したところ、追加証拠の提出として陳述書及び陳述書添付証拠の明細の提出があった。また、令和8年3月19日に請求人の陳述を聴取した。

なお、証拠の提出及び陳述の内容は、下記のとおり、ほぼ原文のまま記載する。

1. 陳述時提出の別紙事実証明書

- ① 監査請求時に提出分
 - ・別紙1～8（市道上に設置された常設ごみステーションの位置図および現況写真）

- ・別紙－ 9 土木部道路管理課からの回答（令和8年1月27日付）
- ・別紙－ 10 美化推進課からの回答（令和8年1月30日付）
- ・別紙－ 11 道路管理課からの回答（令和8年2月10日付）

② 陳述に当たり追加した分

- ・別紙－ 2～8 追加提出資料（別紙2～8の過去画像）（監査請求文11ページの7.「損害額の算定」における「2011年撮影画像まで遡及して存在を確認できる」の証拠写真）
- ・別紙－ 12 県道12号歩道上のごみステーション（清和台東1丁目信号付近）
- ・別紙－ 13 県道12号歩道上のごみステーション（清和台1丁目南信号付近）
- ・別紙－ 14 川西市市道（湯山台2丁目付近）の増殖型ごみステーション
- ・別紙－ 15 兵庫県土木事務所からの正式回答
- ・別紙－ 16 令和8年3月4日付 兵庫県に対して提出した住民監査請求書（写し）
- ・別紙－ 17 3月9日付：県道12号の歩道上の固定式ステーションがさらに1台増殖していることを県土木課へ連絡したメール
- ・別紙－ 18 3月9日付：猪名川町建設課への照会文。町道上の金属製ごみステーションに関する質問
- ・別紙－ 19 無許可ごみステーションに関する照会一覧・時系列表
- ・別紙－ 20 令和8年3月12日付：兵庫県宝塚土木事務所 管理第1課からの正式回答。県道上の固定式ごみステーションについて、設置者不明であっても自治会等を通じて特定し、撤去指導を行う方針を示したもの
- ・別紙－ 21 令和8年3月13日付：猪名川町建設課からの文書回答

2. 別紙1～8および追加証拠2～8：現況と過去の存在を示す客観的証拠

別紙1～8および追加提出した別紙2～8は、当該ごみステーションが「市道上に現に存在し、かつ10年以上前から常設されてきた」事実を示す客観的資料である。

① 別紙1～8（現況写真・位置図）

- ・市道上に固定式ごみステーションが設置されている現況を示す。
- ・位置図により、道路区域内に常設物が存在していることが確認できる。
- ・占有物件が道路上に存在する事実を直接証明する資料である。

② 別紙追加2～8（Googleストリートビュー過去画像）

- ・2011年撮影画像まで遡及して存在を確認できる。
- ・10年以上にわたり、道路上に常設されてきた継続性を示す。

・監査請求文 11 ページ「損害額の算定」の根拠資料である。

3. 別紙 9（道路管理課回答：位置関係の確認資料）

- ・当該箇所が市道であることを確認するための資料である。
- ・管理権者が川西市であることを示し、本件が市の管理責任の範囲内であることを明確にする。

以上より、別紙 1～9 は、次を客観的に証明する。

- ① 市道上に現に存在していること（別紙 1）
- ② 2011 年撮影画像まで遡及して、10 年以上前から常設されてきたこと（別紙 2～8）
- ③ 川西市が管理権者であること（別紙 9）

4. 別紙 10：美化推進課回答（制度の欠落と黙認の実態）

美化推進課は次の事実を認めている。

- ① 固定式ごみステーションの定義が存在しない
- ② 固定式・常設型の制度的扱いがない
- ③ 固定式ごみステーションには道路占用を許可していない
- ④ 道路上の固定式ステーションを黙認してきた
- ⑤ 管理者を把握していない
- ⑥ 簡易ネット方式でも“常時道路上”の放置は道路法違反と認識している

以上より、当該ごみステーションについては、「制度が存在しない」「道路上の常設物を黙認してきた」という二重の問題が明らかである。

5. 別紙 11：道路管理課回答（市が違法状態を認めた事実）

なお、別紙 11 の回答は担当者レベルのものではなく、「道路管理課長名」で発出された正式回答であり、これは道路管理課＝川西市としての公式見解である。したがって、当該回答は行政自白としての効力を有し、事実認定について争いの余地はない。

道路管理課は次の五点を公式に認めている。

- ① 当該ごみステーションは無許可占用である
- ② 無許可占用を継続させる根拠は存在しない
- ③ 市には対価（占用料）を請求できる立場がある
- ④ 占用面積を把握しておらず算定もしていない
- ⑤ 占用料を徴収していない

以上より、市自身が「許可していない」＝「無許可占用」＝「継続の根拠なし」という状態を明確に認めており、これは行政自白であり、争いの余地のない前提

事実である。

さらに市は、

・本来徴収すべき対価を算定せず、徴収もしていない。これは、市が管理すべき財産（道路および金銭）に関する財務会計上の違法状態を構成する重大な問題である。

・市は質問 19 で「通報があれば適宜指導している」と回答しているが、本件では私の通報後も何らの是正措置も行っていない。

という重大な矛盾が存在する。

以上より、別紙 11 は「市が自ら違法状態を認定した文書」であり、監査委員がこれを否定することは、行政法上も論理上も不可能である。

6. 別紙 12～21 が示す重大事実（県・町の正式見解の確定）

(1) 川西市を縦断する県道 12 号の無許可占有（別紙 12・13）

① 県道 12 号の歩道上にも固定式ステーションが存在する

② 管理権者は兵庫県であり、市には許可権限がない

③ 市は県に占有許可申請をしていない

→ 県道でも無許可占有が発生している。

(2) 市道での新規増殖（別紙 14）

市の黙認により、新たな固定式ステーションが増殖している。

(3) 兵庫県土木事務所の正式回答（別紙 15）

兵庫県は次を明確に回答した。

① 占有許可は一切出していない

② 無許可占有であり撤去対象である

③ 簡易型でも収集時以外の放置は撤去対象である

④ 市の“認定”は県道には効力がない

→ 市の誤った運用が県道に波及していることが確定。

(4) 兵庫県宝塚土木事務所の最終見解（別紙 20）

① 設置者不明でも特定して撤去指導する

② 県は法令に基づく一貫した行政運用を行っている

③ 市の黙認運用は県の正式運用と整合しない

→ 市の「管理者不明だから撤去できない」という説明は完全に否定された。

(5) 猪名川町の対応（別紙 18・21）

猪名川町は次を正式に認めた。

① 無許可占有であると正式認定した

② 占有者に許可申請を指導する

③ 道路管理者は法令に基づき個別具体的に判断する

→ 猪名川町も即時に是正措置に着手している。(なお、猪名川町の判断内容については、個別の法令解釈上、検討の余地がある部分もあるが、本件監査請求の対象は川西市の対応に限られるため、ここでは深入りしない。)

(6) 小結論

兵庫県も猪名川町も法令に基づき是正措置を開始しているのに対し、川西市だけが無許可占有であることを認めながらも、是正措置を取らず放置し続けている。

7. 本件の核心事実

本件について、川西市・兵庫県・猪名川町の公式回答および客観資料から、以下の八点は争いの余地のない客観的事実である。これらは行政裁量の介在し得ない事実認定事項であり、監査委員が判断を回避することは許されない。

- ① 川西市道路管理課長名の公式回答により、当該ごみステーションが「無許可占有」であることが、市の公式見解として明確に認定されている。
- ② 同回答において、市は「占有料請求権の存在」を公式に認めている（別紙11質問4）。
- ③ 市は占有料を算定しておらず、徴収もしていないことを文書で認めている。
- ④ 兵庫県土木事務所および猪名川町建設課も、同様に「無許可占有＝是正対象」と公式に回答しており、川西市のみが異なる判断を採る余地はない。
- ⑤ 当該占有は10年以上継続しており、現況写真・位置図・過去画像により、その継続性は客観的に確定している。
- ⑥ 市は通報後も是正措置を一切講じておらず、黙認を継続している事実が確認できる。
- ⑦ 令和6年度には新規増殖が発生しており、違法状態が悪化していることが明白である。
- ⑧ 以上の事実はすべて文書回答・写真・行政資料により裏付けられており、反証の余地は存在しない。

なお、①～③の事実はすべて川西市自身が文書で認めた行政自白であり、この時点で本件に行政裁量が介在する余地はなく、財務会計行為としての違法状態は市の自白によって確定している。

本件は、事実認定がすべて行政自白と公的文書で確定しているため、監査委員が新たに事実認定を行う必要はない。

8. 私が住民監査請求に至った理由（真情）

私は今、なぜ本来であれば担当課レベルで対処できるはずの案件について、住民監査請求にまで踏み切らざるを得なかったのか、自問せざるを得ませんでした。

無許可占有の可能性に気付き、まず市道かどうかを確認するため担当課に赴いた。当日は現況を示す写真も提示した。その後の照会において、私は改めて「無許可占有ではないか」と質問したが、市は無許可占有であることを認めながらも、是正措置を講じるかどうかについては明言しなかった。

なお、1月18日および20日の照会に対する市の公式回答（別紙9）において、市は「固定式ごみステーションは道路通行の支障となるため道路占有を許可していない」「当該8箇所はすべて市道である」「無許可占有である場合は設置者に撤去を行政指導することになる」と明確に述べている。すなわち、市は1月20日の時点で、当該ごみステーションが市道上の無許可占有であること、そして本来は撤去指導すべき対象であることを完全に認識していたことになる。

その後、調査を進める中で、市内を縦断する県道上にも同様の無許可占有が存在することを確認したため兵庫県に照会したところ、県は現地確認のうえ無許可占有であると認定し、撤去指導対象と判断した。さらに、猪名川町内にも同様の無許可占有が存在することを確認したため猪名川町に照会したところ、町も他市民からの照会であるにもかかわらず現地確認を行い、無許可占有であると認めたとうえで、占有者に対する許可申請指導を開始した。

ところが、川西市だけは無許可占有であることを自ら認めながら、私の通報から2か月が経過した現在も、是正措置も判断も一切示していない。無許可占有は道路法上の明白な違反行為であり、監査請求の有無にかかわらず、道路管理者は違法状態を確認した時点で直ちに是正措置を講じる義務がある。監査請求が提出されたからといって判断や是正を先送りする性質の事案ではなく、市が2か月間何らの対応も行っていないこと自体が、道路管理者としての重大な不作為を構成している。

県や猪名川町と同じように、無許可占有であると認定したうえで現地確認を行い、是正措置の判断を示していただけていれば、私が監査請求に至ることもなかった。

監査請求の準備と照会・資料収集を行い、本日の陳述に至るまでの2か月間に、これほど多くの時間と労力を費やす必要もなく、事務局の皆様にご負担をおかけすることもなかったのではないかと、忸怩たる思いを抱いている。

以上のような経緯を踏まえ、私が監査請求に至った具体的な理由は次のとおりである。

- ① 県道にも無許可占有が存在し、市の黙認が県道にまで波及していたため
- ② 市内で新たな固定式ステーションが増殖していたため
- ③ 兵庫県の正式回答により、市の説明が誤っていることが確定したため

（県は法令に基づき撤去対象と判断しており、市の黙認運用とは根本的に整合しないことが明らかになった）

- ④ 猪名川町も、町道上の無許可占用について「無許可占用である」「占用者に許可申請を指導する」と即答し、法令に基づく是正措置を開始していることが確認できたため
 - ⑤ 周辺自治体が当然の行政運用を行う中、川西市だけが判断も是正も行わない異常な状況が際立ったため
- この異常な状況こそが、私が住民監査請求に踏み切らざるを得なかった理由である。

9. 財務会計上の損害（別紙11）

市は別紙11 質問4における公式回答において、

「市は設置者に対し占用料相当額の損害賠償請求権または不当利得返還請求権を有している」と明確に述べている。

市自身が請求権の存在を公式に認めた以上、この時点で財務会計上の違法状態は確定しており、市が請求権を行使していないこと自体が重大な問題である。

にもかかわらず、市は

- ① 占用面積を把握しておらず
- ② 占用料相当額を算定しておらず
- ③ 占用料相当額を徴収していない

という状態にある。

私は過去10年間の損害額を45万2384円と算定している。

市が請求権の存在を認めながら行使していない以上、財務会計上の損害が発生していることは明白である。

なお、別紙11 質問4の回答は、本件の核心をなす事実である。県が法令に基づき本件を撤去対象と判断している以上、市の黙認運用とは根本的に整合せず、市が請求権を行使しないことは財務会計上の違法状態を放置する結果となっている。

10. 私が陳述に来た理由（別紙12～16）

私が陳述に来た理由は次のとおりである。

- ① 監査請求書および別紙資料だけでは、市の回答の矛盾や行政運用の不整合が十分に伝わらないと考えたためである。特に、兵庫県および猪名川町の正式見解と川西市の黙認運用の乖離は、口頭で説明しなければ理解されにくい。
- ② 市の回答には、文書上は整っているように見えても、実際の行政運用と一致しない部分が多く存在するためである。これらの矛盾点は、文書だけでは把握しづらく、直接説明する必要があると判断した。
- ③ 本件は、市が違法性を認めながらも判断を示さず、是正措置も取らず、占用

料の算定・徴収も行っていないという、極めて異常な状態が継続している問題である。監査委員に対し、この異常性を直接伝える必要があると考えた。

- ④ 兵庫県および猪名川町が法令に基づき是正措置を開始している一方で、川西市だけが何も判断していないという事実を、監査委員に正確に伝えるためである。周辺自治体との比較は、口頭で説明する方が理解されやすい。
- ⑤ 本件は、市が違法性を認めながら判断を示さず、是正措置も取らず、請求権も行使していないという構造的な問題であり、監査委員が判断を回避できない事案である。その点を直接説明する責任があると考えたためである。

1 1. 求める措置（ただ一点）

私が監査委員に求める措置はただ一点である。

道路管理者として、市に正式な判断を示すよう求める措置を講じていただきたい。

市が示すべき判断は、次の三点である。

- ① 占用を許可するのか
- ② 不許可とするのか
- ③ 安全性や通行障害をどう評価するのか

市は違法性を認めながら、許可も不許可も判断せず、占用料も算定せず、撤去指導も行わず、違法状態を放置してきた。

なお、本件については兵庫県にも住民監査請求を提出しているが、川西市への監査請求の方を先に提出している。市と県で矛盾した結論が生じれば、道路管理権限の体系そのものが崩れ、住民に不利益が生じる。したがって、まず川西市が判断を示すことが不可欠である。

1 2. 結び

本件は、単に一住民の問題提起にとどまるものではなく、川西市自身の公式回答、そして兵庫県・猪名川町の正式見解により、監査委員が判断を回避できない構造が既に形成されている。

第一に、川西市は別紙 1 1 質問 1・4において、
・当該ごみステーションが無許可占用であること、
・市は設置者に対し占用料相当額の損害賠償請求権または不当利得返還請求権を有していること

を公式に認めている。これは行政自白であり、争いの余地のない前提事実である。

第二に、兵庫県および猪名川町も、無許可占用を違法と認識し、撤去または是正指導の対象とする運用を正式に示している（別紙 1 5・2 0・2 1）。

したがって、本件は川西市のみの独自解釈ではなく、広く道路管理者としての一般的な法令運用とも整合する認定となっている。

第三に、川西市は違法性と請求権の存在を認めながらも、占用面積の把握も算定も徴収も行っていない。これは財務会計行為としての違法状態を構成する。

以上より監査委員は、

- ・「無許可占用かどうか」
- ・「請求権があるかどうか」

について新たに判断する必要はない。これらは既に確定している。

監査委員に求められているのは、

「市が自ら認めた違法状態にもかかわらず、なぜ是正措置も請求権の行使も行っていないのか」

という一点について、財務会計行為の適否を判断することである。

この構造のもとでは、

- ・「無許可だから占用料は取れない」
- ・「損害は発生していない」

といった形での判断回避は、市自身の公式回答と矛盾するため採り得ない。

以上のとおり、本件財務会計行為の適否について、実質的な監査判断を求める。

3 関係職員からの提出書類の確認及び聴取

監査対象部局に対して、関係書類の提出を求め、下記の提出書類の確認を行った。

なお、(1)～(6)は美化推進課に、(7)～(14)は道路管理課に提出を求めたものである。

- (1) 設置型ごみステーションの設置を認めているかどうか、また、その理由や根拠がわかる資料
- (2) 証明書1－8の場所でごみステーションのごみ収集を実施していることがわかる資料
- (3) 市内のごみステーションの総数及び設置型ごみステーションの数がわかる資料（令和7年度2月時点）
- (4) 設置型ごみステーションの道路管理課に対する道路法第32条第2項に基づく許可申請に関する資料
- (5) 川西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和46年条例第40号）第6条第2項に定める「市長の指示する方法」に関する資料
- (6) ごみステーション方式に関する書類一式（定義、要綱、内規、設置の認可基準、廃止、確認状況等）
- (7) 設置場所が市道であること（幅員含む。）がわかる資料（道路台帳等）
- (8) 道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項に基づく許可の決裁一

- 式（令和元年度～7年度）※ごみステーションの設置許可に関するもの
- (9) 市道への設置型ごみステーションの設置を許可しない場合、その理由（基準等）がわかる根拠資料
 - (10) 道路パトロールの実施状況とその結果、また、通報があった場合の処理についての資料（平成23年度～令和7年度）
 - (11) 当該箇所の無許可の占用状態を認識した日（無許可の占用物、占用者、構造及び寸法を含む。）、その日以降の是正のための指導状況及び撤去や是正命令の実施状況に関する資料（平成23年度～令和7年度）
 - (12) 道路法第32条第1項に基づく占用許可が必要な物件の基準に関する資料
 - (13) 川西市道路占用料徴収条例（昭和40年条例第15号）別表（第2条関係）に定める占用料が発生する基準や定義に関する資料
 - (14) 他市町（阪神7市1町）のごみステーションの占用料の徴収状況に関する資料

また、関係書類の提出を受けた後、事前質問を行うとともに下記の追加提出資料の確認を行った。

なお、(1)は美化推進課と道路管理課から、(2)～(4)は美化推進課から、(5)～(10)は道路管理課から提出されたものである。

- (1) 設置型ごみステーション（証明書1-8）の現況
- (2) ごみステーション申請書
- (3) 阪神7市1町設置型ごみステーションの対応状況
- (4) 請求者回答資料
- (5) 昭和38年7月8日建設省道発第320号道路局長通知
- (6) 道路占用制度（国土交通省ホームページ）
- (7) 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要
- (8) 広島市道路占用の手引き
- (9) 川西市道路占用料徴収条例
- (10) 令和8年1月27日、令和8年2月10日請求者への回答資料

さらに、令和8年3月19日に美化衛生部長、同部副部長、同部美化推進課長、土木部長、同部副部長、同部道路管理課長、同部道路管理課長補佐の出席を求め、当該請求内容に関する聴取等を行った。

担当部局職員の説明の要旨については、下記のとおりである。

美化推進課

- (1) ごみの回収やステーションに関する聴取事項

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第

4条と川西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第6条に市や市民の責務が定められており、これに基づいてごみの排出から運搬処理を行っている。

イ ごみの回収は、ごみステーションから廃棄物を収集し、中間処理施設である国崎クリーンセンターに運搬している。

ウ ごみステーションの新設や移動の届出がある際にごみステーションの位置等を確認し、収集車両が安全に廃棄物の収集ができるかを判断している。届出の段階では、どのような容器等を設置するかは知らない。

エ 市民は、ごみの減量に努めるとともに、市の指定する種別ごとに分別し、所定の場所（ごみステーション）に決められた日に排出する。

オ 市民はごみステーションの位置や管理運営方法を、利用者や近隣住民で合意形成を図ったうえで、市へごみステーションの位置を届出する。その位置は、道路交通の支障とならない場所に置かなければならない。

カ ステーション方式とは、家庭から出るごみを原則10戸～20戸で一時的に集積する場所を設けており、地域や道路状況により様々な形態がある。例として、①道路上に直置きし、ネットをかぶせる。②折りたたみ式ボックス型の設置。③設置型の金属製ボックスを設置などがある。

キ ごみステーションの位置づけとして、一時的に公道上に置かれるもので、折りたたみボックスやカラス対策ネットなどで畳むことが可能なものや容易に移動が可能なものが非設置型であると認識している（上記①②）。また、開発行為で市に寄付受けした土地や私有地の使用許可を得ていることを前提条件として、市販されている金属等でできた重量のある容易に動かせないごみボックスを設置型であると考えている（上記③）。

ク ごみステーションの新設等申請における確認事項と禁止事項は、公道上に構造物を常設しないこと等の禁止事項については、公道上に構造物等を設置しないことが基本との考えにより、現在明示していない。市民から相談を受けた際には、口頭で説明している。

(2) 設置型ごみステーションに関する聴取事項

ア 市内の設置型ごみステーションを個別には認識しておらず、これまで通行に支障があるなどの通報はなく、撤去等の指導はしていない。

イ これまでは通報がなかったため、著しく歩行者に支障が生じている認識をしていない。もし、通行上著しい支障がある場合は、道路管理課へ伝達し、指導されることになると思われるが、その事例は近年なく、美化推進課から道路管理課への報告をしていない。

ウ 市民から公道上に設置型を敷設したい旨の相談を受けた場合は、道路法により認められない旨を回答している。

- エ 生活ごみの排出場所として利用されている点から、ごみステーションの即時の取消しは現実的ではないと考えており、苦情等があれば、設置型から非設置型への変更を求める。
- オ 開発行為で市に寄付受けした土地や私有地で使用許可を得ていることを前提条件として、設置型ごみステーションを認めているが、それ以外の不法占用にあたる設置は認めていない。
- カ 公共性や公益性が一定存在するものの、道路法の主旨に照らし合わせ鑑みたとき、道路上の安全性を超えてまでその正当性を弁明できるものではないと考えている。
- キ ごみステーションの現状把握を行い、また道路管理課等の関係所管課と協議のうえ、本市としての運用方針を策定する必要があると考えている。
- ク 一般廃棄物の排出については、市民生活の営みから生じるものであり、それらをステーション方式により市民自ら管理運営する行為は、公共性や公益性が非常に高く、道路占用使用料を徴することは適当でないと考えている。

道路管理課

- (1) 別紙事実証明書ー1～8のごみステーション設置箇所に関する聴取事項
 - ア 当該8か所のごみステーション設置箇所は、全て川西市道である。
 - イ 当該8か所のごみステーションは道路占用を許可していない。
- (2) 設置型ごみステーション不法占用に関する聴取事項
 - ア 不法占用を把握した場合は、原則として行政指導を実施する。ただし、公共性や生活環境への影響などその性質上、一般的な不法占用物とは異なるアプローチが求められ慎重かつ丁寧な対応が必要であると考えている。
 - イ 当該8か所のごみステーションにおける是正のための指導について、現時点においては未実施である。
 - ウ 設置型ごみステーションは道路の一部に設置されているものの、車両や歩行者の通行に直ちに著しい障害とはならないと判断した。
 - エ 設置型ごみステーションを一律に「不法占用物」として厳格な指導や是正勧告を行うことは、市民サービスの低下や地域住民の生活に大きな混乱を生じさせ、ごみ収集の停滞といった新たな問題を引き起こすおそれがあるため必要性を総合的に勘案し、慎重な対応が求められると判断した。
 - オ 今後美化衛生部と協力し、市内のごみステーションにおける不許可占用物の現状把握を行い、ごみステーションのあり方を整理した上で、問題の解消を図っていく予定としている。

(3) 損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を有する理由に関する聴取事項

ア 道路占用料を得られるはずの場所が不法に占有されている場合、潜在的な収益機会を喪失していることや、不法占有物が原因で事故が発生した場合、道路管理瑕疵として法的責任を問われるリスクなどにより財産的価値に影響を与えていると考える。

イ 道路法第39条に基づき、道路管理者は道路の占用につき占用料を徴収できることから、道路が権限なく占有された場合には、道路管理者は、占用者に対し、占用料相当額の損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を有していると判断している。しかし、ごみステーションの目的や公共性を鑑み、減免の対象になり得ると考えている。

4 監査対象事項

監査にあたっては、住民監査請求書の記載内容及び請求人の陳述の内容を勘案し、監査対象事項を次のとおりとした。

- (1) 道路占用料相当額の損害賠償請求権又は不当利得返還請求権が存在しているかどうか。
- (2) 請求人の主張する「怠る事実」が特定されているか。

5 監査の期間

令和8年2月12日から同年4月10日

第6 監査の結果

1 主文

本件請求を棄却する。

2 事実及び理由

(1) 認定した事実の概要

監査委員が認定した事実は、下記のとおりである。

ア 道路占用料相当額の損害賠償請求権又は不当利得返還請求権が存在しているかについて

(ア) 請求人が別紙事実証明書-1～8に示した8か所のごみボックス（以下「本件ごみボックス」という。）について、設置場所が市道であること、道路法第32条に基づく占用許可がされていないこと、占用料を徴収していないことは、市の文書回答により確認した。

- (イ) 市は、設置型ごみステーション（以下「常設ごみボックス」という。）を道路上に設置することは、原則として許可していない運用である一方、地域のごみ集積の実態として自治会等により設置・管理されてきた事例が存在すること、設置者の特定、設置経緯、市の関与の有無、交通安全上の影響、許可の相当性、占用面積・期間等の基礎情報が未把握の事例が相当数あることを認めている。
- (ウ) 市は、占用許可を与えない原則の下、例外的に、他に代替地が全く存在しないとされた道路上でなければならない理由（無余地性）や、常設ごみボックス以外の方法ではごみ収集が著しく困難であるといった常設ごみボックスでなければならない理由（非代替性）等の要件を満たす場合には、個別に許可の可否を検討し得るとの運用可能性を述べ、許可相当と判断した場合の占用料減免の適用可能性にも言及している。
- (エ) 他方、占用料相当額の損害賠償請求権又は不当利得返還請求権について、相手方や金額等の特定が未了である。

(2) 監査委員の判断

ア 道路占用料相当額の損害賠償請求権又は不当利得返還請求権が存在しているかについて

道路法第39条第1項は、道路管理者は道路の占用につき占用料を徴収することができる旨を定めており、この規定に基づく占用料は、市道に係るものにあつては道路管理者である市の収入となる。

道路管理者は道路の占用につき占用料を徴収して収入とすることができるのであるから、道路が権原なく占有された場合には、道路管理者は、占有者に対し、占用料相当額の損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を取得するものというべきであるとされている（最高裁判所第二小法廷平成16年4月23日判決（平成12年（行ヒ）第246号））。

これを本件請求についてみると、道路の占用の許可は、道路法第32条第1項で「道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。」とされている。国土交通省は、ごみ箱（公共団体が設置する公衆用ごみ容器）については、同項第1号の「その他これらに類する工作物」に該当し、厳しい基準のもと設置が認められる場合があるとしているが、市は、常設ごみボックスの占用については認めていないとしている。本件ごみボックスの占有者は、道路法第32条の占用許可を得ず、何らの権原なくごみボックスを設置し、占有しているため、市は本件ごみボックスの占有者に対し、当該不法占用に係る占用料相当額の損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を有す

ると認められる。

イ 請求人の主張する「怠る事実」が特定されているかについて

住民監査請求における怠る事実についての違法確認は、「個々の怠る事実について、その個別的、具体的な事情を考慮しなくても一律にあるいは一体として違法かどうかを判断することができるときには許容されることがあり得るとしても、そうでないときには、怠る事実の違法確認の請求として特定していないものとして、これを不適法な訴えとして却下すべきものと解するのが相当である。」（東京高等裁判所平成12年3月31日判決（平成7年（行コ）第106号））とされている。個々の占用料相当額の賦課・徴収や損害賠償請求権又は不当利得返還請求権は、債務者ごとに発生しているというべきであるから、その債務者が誰であるか、金額等が具体的に特定されていなければならない。

これを本件請求についてみると、請求人は債務者が誰であるか等について、個別具体的に明らかにしておらず、怠る事実の特定がされていない。

また、監査委員の事情聴取に対し、市は、通常、道路への常設ごみボックスの占用は認めていないとしているものの、無余地性や非代替性等、極めて合理的な理由が明確に示された場合には、個別の状況を確認し、許可の可否を慎重に検討する余地があり、一切の可能性を排除するものではない旨の弁明を行っている。

占用料の徴収については、道路法第39条第1項で「道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。」と規定しており、その額及び徴収方法は、川西市道路占用料徴収条例で定めている。また、同条例第3条は、占用料の減免について、「市長は、占用が次の各号の一に該当すると認めるときは、占用者の申請により、占用料の一部又は全部を免除することができる。」と規定している。

これを本件請求についてみると、市は、仮に本件ごみボックスの道路占用を許可した場合、その目的や公共性を鑑みると、占用料の減免の対象となり得るものと考えている旨の弁明をしている。

以上のことから、本件請求において、道路上に本件ごみボックスが設置されていることに対し、撤去するよう指導していないことが行政上の怠る事実に該当するとしても、直ちに当該不法占用に係る占用料相当額を徴収すべきとはいえないと判断した。

よって、監査委員の合議により、主文のとおり決定する。

監査委員の意見

本件請求についての監査委員の判断は上記のとおりであるが、監査委員としての意見を下記のとおり付記する。

まずは、早期に実態の把握に努めるとともに、道路占用の適法性と地域の生活実態の調和を図りつつ、行政財産管理としての統一的で透明な基準と運用を行う必要がある。

そこで、市は、本件請求を受け、市内のごみステーションにおける無許可占有物件の現状把握を行い、ごみステーションのあり方を整理した上で、問題の解消を図っていく方針であるとしている。

なお、本件のように無許可の常設ごみボックスが設置されている原因として、ごみステーションにごみボックスを設置する場合に、常設ごみボックスが認められていないことが市民に十分に認知されていないこと、ごみステーション許可時に必要な手続が具体的に示されておらず、また、それが遵守されていることを確認する手続が整備されていなかったことがうかがえる。

一般的な周知事項であるか否かは主観的に判断せず、ごみステーションの定義、ごみボックスの設置基準、管理責任、禁止事項等について、市民が誰でも確認できるよう、より丁寧な情報提供と周知の徹底に努められたい。

別記（請求人から提出のあった資料一覧）

- 別紙事実証明書ー 1～8 市道上に設置された常設ごみステーションの位置図および現況写真
- 別紙事実証明書ー 2～8 追加提出資料 別紙2～8の過去画像 監査請求文11ページの7.「損害額の算定」における「2011年撮影画像まで遡及して存在を確認できる」の証拠写真
- 別紙事実証明書ー 9 土木部道路管理課からの回答（令和8年1月27日付）
- 別紙事実証明書ー 10 美化推進課からの回答（令和8年1月30日付）
- 別紙事実証明書ー 11 道路管理課からの回答（令和8年2月10日付）
- 別紙事実証明書ー 12 県道12号歩道上のごみステーション（清和台東1丁目信号付近）
- 別紙事実証明書ー 13 県道12号歩道上のごみステーション（清和台1丁目南信号付近）
- 別紙事実証明書ー 14 川西市市道（湯山台2丁目付近）の増殖型ごみステーション
- 別紙事実証明書ー 15 兵庫県土木事務所からの正式回答
- 別紙事実証明書ー 16 令和8年3月4日付 兵庫県に対して提出した住民監査請求書（写し）
- 別紙事実証明書ー 17 3月9日付：県道12号の歩道上の固定式ステーションがさらに1台増殖していることを県土木課へ連絡したメール
- 別紙事実証明書ー 18 3月9日付：猪名川町建設課への照会文。町道上の金属製ご

みステーションに関する質問

別紙事実証明書－19 無許可ごみステーションに関する照会一覧・時系列表

別紙事実証明書－20 令和8年3月12日付：兵庫県宝塚土木事務所 管理第1課からの正式回答。県道上の固定式ごみステーションについて、設置者不明であっても自治会等を通じて特定し、撤去指導を行う方針を示したもの

別紙事実証明書－21 令和8年3月13日付：猪名川町建設課からの文書回答

令和8年4月10日

川西市監査委員 石田 有司

川西市監査委員 向山 愛子

川西市監査委員 吉岡 健次